

特別養護老人ホーム阿品清鈴 福祉施設サービス費の利用者負担金額の内容

1、ご利用料の計算方法

2022年10月より

1ヶ月のご利用料は次のように計算します。

1ヵ月ご利用料金 = 福祉施設サービス費+加算+食費+居住費+その他

原爆被爆者手帳をお持ちの方

⇒食費と光熱水費のみ自己負担となるため、各段階の食費光熱費分のみ支払頂きます

2、介護福祉施設サービス費

1日あたりの介護サービス分の料金(介護保険では「介護福祉施設サービス費」と言います)は、下記のように要介護度別に定められています。

廿日市市は1単位 10.14 円になります

要介護1	573 単位	(5,810	円)
要介護2	641 単位	(6,500	円)
要介護3	712 単位	(7,220	円)
要介護4	780 単位	(7,909	円)
要介護5	847 単位	(8,589	円)

当施設は「介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」の該当施設です

3、介護福祉施設サービス費の加算

加算には次のようなものがあります。加算分は介護福祉施設サービス費に加えて一緒に計算し、「介護保険負担割合証」に基づき負担していただきます。

日常生活継続支援加算 全員に加算

< 36 単位 (365 円) >

介護職員の中で介護福祉士の割合が定められた以上で、半年以内の新規利用者のうち要介護4・5の方の割合が70%以上または認知症重症度の高い方が65%以上おられる場合に加算されます。

夜勤職員配置加算Ⅰ 全員に加算

< 13 単位 (131 円) >

夜勤帯(16時半から翌朝9時半)の職員が基準より手厚く配置されています。その体制に伴う加算です。

看護職員配置加算Ⅰ 全員に加算

< 4 単位 (40 円) >

常勤看護師を配置しており、夜間看護師との24時間連絡体制を確保している場合の加算です。

看護職員配置加算Ⅱ 全員に加算

< 8 単位 (81 円) >

看護職員配置加算Ⅰの要件を満たし、常勤看護師を配置基準より1名以上多く配置している場合の加算です。

口腔衛生管理加算Ⅱ 全員に加算

< 110 単位 (1115 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

歯科医師または歯科衛生士より口腔機能維持の助言を定期的を受け、施設として口腔機能維持の取り組みを明確にして個々の利用者の口腔ケアを実施した場合に加算されます。

科学的介護推進体制加算Ⅱ 全員に加算

< 50 単位 (507 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

厚生労働省にご利用者の状態を報告して、評価を受けて計画を見直していくことで加算されます。

褥瘡マネジメント加算Ⅰ 褥瘡のリスクの無い方が対象です

< 3 単位 (30 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

褥瘡のリスクがない方に対しても、褥瘡の要望的な計画作成や取り組みを行う事で加算されます。

褥瘡マネジメント加算Ⅱ 入所時より褥瘡のリスクの高い方、過去に褥瘡があった方が対象です

< 13 単位 (131 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

褥瘡のある方や褥瘡の発生するリスクがある方に対して、褥瘡ケア計画を作成して評価を行いその結果をお伝えする事で加算されます。

排せつ支援加算Ⅰ 全員に加算

< 10 単位 (101 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

排せつ介助の状態を悪化させないような取り組みを続け、自立した生活が出来るように支援する事で加算されます。

排せつ支援加算Ⅱ 入所時より排せつ介助の状態が良くなった方が対象

< 13 単位 (131 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

介護職員処遇改善加算 全員に加算

< 利用総単位数に 8.3% 上乘せ >

介護職員の処遇改善の為に当事業所が取り組みを進めている事に対して加算されます。介護職員の能力や、資格、経験等に応じた処遇を行なう事を定め、年度ごとに処遇改善計画を策定している場合に対象となります。

介護職員等特定処遇改善加算 全員に加算

< 利用総単位数に 2.7% 上乘せ >

介護職員やその他の職員の処遇改善の為に当事業所が取り組みを進めている事に対して加算されます。経験や技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を目的として、一定程度の他職種の処遇改善も柔軟に行えるものとなります。

介護職員等ベースアップ等支援加算 全員に加算

< 利用総単位数に 1.6% 上乘せ >

上記介護職員処遇改善加算等を取得している事業所の中でも、一定以上のベースアップを行なっている事業所を対象に加算されたものです。介護職員以外の処遇改善にも当たります。

以下は該当者のみ加算

療養食加算 医師の指示のある方のみ加算

< 6 単位 (60 円) > 1食ごと加算

医師の発行する食事せんに基づいて提供された場合に加算されます。具体的には糖尿病食、腎臓病食、高脂血症食などが適応対象となります。

経口維持加算Ⅰ 経口維持の為の取り組みをしている方のみ加算

< 400 単位 (4056 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

経口の食事を摂取するために、多職種が共同して食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している上で、医師の指示に基づいて管理栄養士による栄養管理が行われた場合に加算されます。

経口維持加算Ⅱ 経口維持の為の取り組みをしている方のみ加算

< 100 単位 (1014 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

経口維持加算Ⅰに加えて、配置基準以外の医師や歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士のいずれか一名が加わった場合に加算されます。

認知症専門ケア加算Ⅱ

< 4 単位 (40 円) >

認知症の定められた項目に該当する者に対し、専門的な研修を受けた指導者の下で認知症ケアを行った場合に加算します。

若年性認知症利用者受入加算

< 120 単位 (1216 円) >

介護保険の2号保険者の方で、若年性認知症の方が該当となります。

初期加算

< 30 単位 (304 円) >

入所された日から起算して30日間は、1日につき30単位を加算します。また、30日を超える入院をされた場合も同様とさせていただきます。

入院外泊時加算

< 246 単位 (2494 円) >

入院や外泊をした場合は、福祉施設サービス費及び食事サービス費はご負担いただきませんが、1ヶ月間に6日を限度としてご負担いただきます(初日と最終日は含まれません)。なお、入院期間が月をまたぐ場合は、翌月も6日を限度としてご負担いただくこともあります。

配置医師緊急時対応加算 夜間緊急時に配置医師が対応出来る体制で、実際に対応して加算されます

< 650 単位 (6591 円) > 早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)の場合 1回のみ

< 1300 単位 (13182 円) > 深夜(22:00~6:00)の場合 1回のみ

看取り介護加算Ⅱ 看取りに関する同意に基づいて加算されます

< 72 単位 (730 円) > 死亡日以前31日以上45日以下の期間

< 144 単位 (1460 円) > 死亡日以前4日以上30日以下の期間

< 780 単位 (7909 円) > 死亡日前々日及び3日目

< 1580 単位 (16021 円) > 死亡日当日及び前日

施設の規定する看取りに関する指針に同意して頂き、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師・看護師・介護職員等が共同して看取り介護を行った場合に、上記の期間に応じてそれぞれ加算されます

経口移行加算 経管栄養から経口摂取移行されている方のみ加算

< 28 単位 (283 円) >

経管栄養を実施されている方が、医師の指示に基づいて経口からの食事を摂取するために、経口移行計画を作成し、実施した場合に180日以内の期間に限り加算されます

外泊時在宅サービス利用費用
< 560 単位 (5678 円) >

外泊をされた際に施設から提供された在宅サービスを利用された場合、6日を限度としてご負担いただきます。

退所前後訪問加算 (退所前後訪問相談援助加算)

< 460 単位 (4664 円) >

居宅や他の社会福祉施設に転居される場合に退所先に訪問し、必要な連絡調整をした場合に、ご負担をいただきます。

退所時相談援助加算

< 570 単位 (5779 円) >

退所に係る相談援助を実施した場合に、お一人に対し、1回を限度としてご負担頂きます。

今後加算取得予定

生活機能向上連携加算 I

< 100 単位 (1014 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

通所や訪問、医療機関などの事業所でリハビリテーションを実施している理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等とともに状態を確認しながら個別の機能訓練計画を作成して、計画を実施した場合に月1回加算されます。

生活機能向上連携加算 II

< 200 単位 (2028 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

通所や訪問、医療機関などの事業所でリハビリテーションを実施している理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が施設に訪問して、施設職員とともに状態を確認しながら個別の機能訓練計画を作成して、計画を実施した場合に月1回加算されます。

A D L維持等 I

< 30 単位 (304 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

A D L維持等 II

< 60 単位 (608 円) > この加算は1か月に1回加算されます。

4、食費と居住費

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方と、お持ちでない方で金額が変わります。それぞれの内訳はおおよそ下記のとおりです。下記の1～3段階に該当し、手続きがお済でない方については、各市区町村にご確認くださいようお願いします。

第4段階	2021年8月より、該当用件が変わりました(世帯の住民税課税状況と貯蓄額を基に可否を決定します)ので、各保険者(市町)にお問い合わせをお願い致します。申請に当たり預貯金の通帳残高の提示等ございますので、手続き等はご家族でお願い致します。
第3段階	
第2段階	
第1段階	

		一日の食費負担額	一日の光熱水費負担額
介護保険負担限度額認定証の有無	あり	第1段階	300円
		第2段階	390円
		第3段階①	650円
		第3段階②	1360円
	なし	第4段階	1560円

※入院中居住費 1～3段階の方 1日370円 4段階の方 1日855円

入院期間中はご利用の方が帰ってこられるまでの間、ベッドを確保(目安は最長3ヵ月)しております。その間は介護保険サービスとしては入院外泊時加算が発生する以外に、お部屋を確保している料金として入院中居住費を頂いております。

5、介護保険外サービス費

保険外のサービスを提供させていただく場合は、あらかじめご連絡いたします。

主に、売店での購入代金や、散髪の支払い、医療費の一部負担金の支払いなどをお願いしております。

その支払に関しては、施設側で1万円程度の預かり金を管理させて頂き、その中から支払代行をさせて頂きます。その預り金の管理手数料として毎月500円をご負担頂きます。

その他、皆様にサービス内容及び費用について合意をいただいた上でサービスを提供した場合は、費用をご負担いただきます。

1ヵ月ご利用料金 **図3** = (福祉施設サービス費+加算) **図1** × 自己負担割合 + 食費+居住費 **図2**

主な利用料金と負担割合による違い

図1	福祉施設サービス費		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要介護1	223,112 円	→	22,311 円	44,622 円	66,934 円
要介護2	246,414 円	→	24,641 円	49,283 円	73,924 円
要介護3	270,752 円	→	27,075 円	54,150 円	81,226 円
要介護4	294,074 円	→	29,407 円	58,815 円	88,222 円
要介護5	317,052 円	→	31,705 円	63,410 円	95,115 円

- ①介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ②加算(1日ごと) ③加算(1月1回) ④処遇改善加算

②加算(全員加算＝日常生活加算・栄養マネ強化加算・夜勤職員加算・看護体制加算Ⅰ・Ⅱ) 個々の状況に応じて療養食加算・経口移行加算・初期加算・入院外泊時加算・看取り介護加算・若年性認知症利用者受入加算などが加算されます。

③加算(全員加算＝口腔機能維持管理加算) 個々の状況に応じて経口維持加算、褥瘡マネジメント加算、排泄支援が加算されます。

いずれも個別の加算状況により金額が変動します。

食費と居住費の計算方法

図2	食費	居住費
第4段階	(1,560 円 + 855 円) × 30 日 =	72,450 円
第3段階②	(1,360 円 + 370 円) × 30 日 =	51,900 円
第3段階①	(650 円 + 370 円) × 30 日 =	30,600 円
第2段階	(390 円 + 370 円) × 30 日 =	22,800 円
第1段階	(300 円 + 0 円) × 30 日 =	9,000 円

月々にかかる費用の合計(洗濯代・おむつ代等含む)

図3	1割負担					2割負担	3割負担
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第4段階	
要介護1	31,311 円	45,111 円	52,911 円	74,211 円	94,761 円	117,072 円	139,384 円
要介護2	33,641 円	47,441 円	55,241 円	76,541 円	97,091 円	121,733 円	146,374 円
要介護3	36,075 円	49,875 円	57,675 円	78,975 円	99,525 円	126,600 円	153,676 円
要介護4	38,407 円	52,207 円	60,007 円	81,307 円	101,857 円	131,265 円	160,672 円
要介護5	40,705 円	54,505 円	62,305 円	83,605 円	104,155 円	135,860 円	167,565 円

原爆被爆者手帳(広島県・広島市発行)をお持ちの方
 ⇒食費と光熱水費のみ自己負担となるため、各段階の食費居住費分(図2)のみ支払頂きます
 ご利用者それぞれの高額介護サービス費適用の有無により、負担額の上限が変わります。
 利用料金の引き落としについては、原則「郵便局の自動引落」にてさせて頂いております